

公益社団法人自動車技術会 常勤役員退任慰労金規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）定款第20条第2項の規定に基づき、常勤役員の退任慰労金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、常勤役員とは、社員総会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。

(退任慰労金の支給)

第3条 本会は、常勤役員が退任し、又は解任された場合に、退任慰労金を支給する。

2 常勤役員が、職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、本会に損害を与えたことを理由として、社員総会の決議により解任された場合は、前項の定めにかかわらず退任慰労金を支給しない。

(退任慰労金の決定)

第4条 常勤役員の退任慰労金は、別表1「常勤役員の退任慰労金の算定基準」に定める金額とする。

2 特に本会に功労があったと認められる場合は、会長は功労加給を行うことができる。ただし、功労加給は前項の算定基準により算出された退任慰労金の10%以内か、若しくは功労加給を加えた退任慰労金の総額が、別表1に定める支給限度額を超えないものとする。

(在任期間の計算)

第5条 在任期間の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月と計算するものとする。

2 常勤役員が、業務上の死亡又は業務上の傷病により退任する場合は、在任期間に12ヶ月を加算するものとする。

(再任の場合の取扱い)

第6条 任期満了の日又はその翌日において再び常勤役員に任命されたときは、その者の退任慰労金の支給については、引き続き在任したものとみなす。

(退任慰労金の支払方法)

第7条 退任慰労金は、その金額を通貨で、直接常勤役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、その常勤役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 常勤役員の申し出により、前項の支払は、常勤役員の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(退任慰労金の支払日)

第8条 退任慰労金は、退任し、又は解任された日から30日以内に支給する。

(退任慰労金の端数処理)

第9条 この規則による計算した金額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げて支給する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 この規則は、2010年6月1日から施行する。
- 2 役員報酬規則（2004年2月1日施行）は廃止する。
- 3 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行う。（2011年4月1日登記）

別表1 「常勤役員の退任慰労金の算定基準」

（算定式） 退任時の年間報酬額 \div 12 \times 0.11 \times 在職月数

（支給限度額） 退任時の年間報酬額。ただし、規則第5条第2項に該当する場合は、退任時の年間報酬額の12分の13を支給限度額とする。